

適正な運賃・料金収受に向けた方策について

トラック輸送における取引環境
・労働時間改善秋田県協議会

貨物自動車標準運送約款の改正

経緯

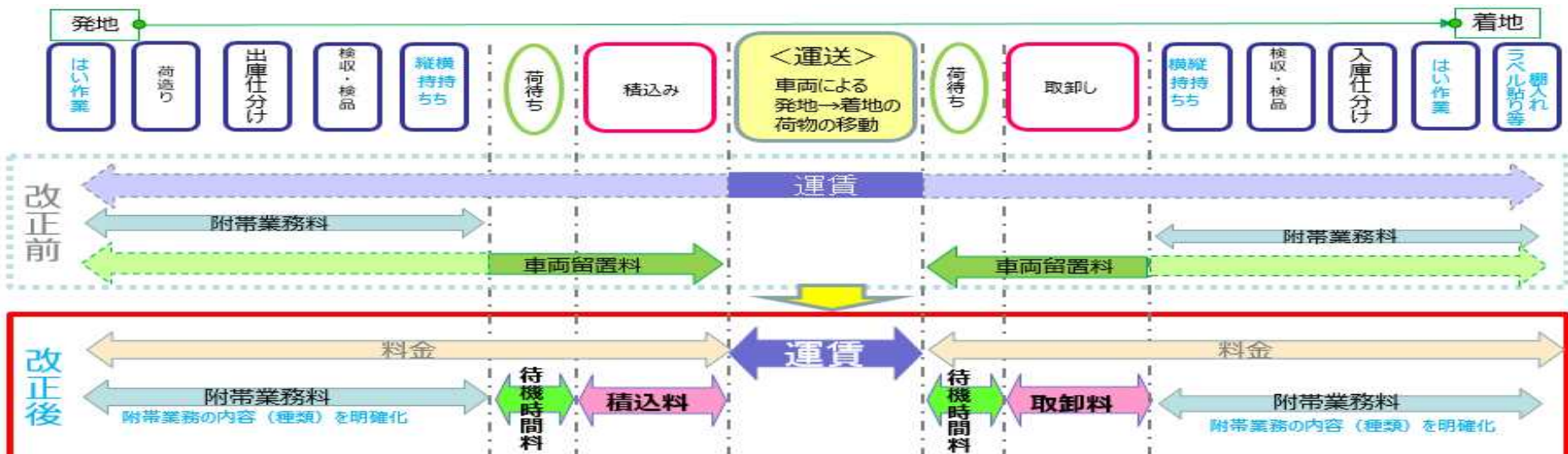
- 国土交通省では、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年に厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。
- 同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、**適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行う**ための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。
検討会を4回開催し、**適正な運賃・料金収受に向けた方策を取りまとめ**、協議会へ報告。

貨物自動車運送事業の適正な運賃・料金収受に向けて、関係制度を改正。

- 「運賃」と「料金」の区別を明確化・・・運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務に対する対価を「料金」として区別。
- 標準貨物自動車運送約款の運賃及び料金に関する規定を改正。

- 【主な改正点】**
- ①荷送人が運送依頼をする際の運送状等の記載事項に、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。 (※)
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加します。

(※) はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業



標準運送約款の改正に係る周知について

トラック事業者に周知を図るための方策

○各都道府県トラック協会を通じトラック事業者に約款改正に係るリーフレット(別添参照)を配付。

秋田県内3地区(秋田市、大館市、大仙市)において、約款改正の説明会開催。(180事業所出席)

○各都道府県トラック協会が開催している生産性向上セミナーにおいて、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配付。

2月5日秋田県トラック協会研修センターにて開催。(27事業所出席)

○各運輸支局が開催している地方協議会において、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配付。

○各運輸支局窓口にリーフレットを備付け。

荷主に周知を図るための方策

○各運輸支局から各都道府県の荷主団体に約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配付。

秋田県トラック協会とともに、10月20日秋田商工会議所、11月16日JA全農あきたを訪問し、約款改正の概要と傘下事業者に対するリーフレットの配付を依頼。

また、県内の荷主企業492事業者に対して、リーフレットを郵送配布。

○各運輸支局が開催している地方協議会において、農林水産省が委員になっていない協議会においては、地方農政局にも協議会への参画を依頼。

○経済産業省及び農林水産省より提供いただいた荷主団体等リストに基づき、全日本トラック協会から案内文及びリーフレットを送付。

標準運送約款の改正に伴う手続き状況について

約款等改正に伴う手続き状況(平成30年2月2日現在)

運輸局名	事業者数 (平成27年度末 現在)	運賃料金 変更届出件 数	約款認可 件数	手続き率
北海道運輸局	3,348者	1,602件	468件	61.8%
東北運輸局	4,147者	1,528件	1,119件	63.8%
関東運輸局	18,053者	6,329件	1,027件	40.7%
北陸信越運輸局	2,712者	1,092件	547件	60.4%
中部運輸局	6,693者	2,103件	1,527件	54.2%
近畿運輸局	9,296者	3,276件	422件	39.8%
中国運輸局	3,928者	1,401件	869件	57.8%
四国運輸局	2,126者	1,198件	99件	61.0%
九州運輸局	5,874者	2,137件	618件	46.9%
沖縄総合事務局	831者	76件	441件	62.2%
合計	57,008者	20,742件	7,137件	48.9%

事業者数 (平成27年度末 現在)	運賃料金 変更届出 件数	約款認可 件数	手続き率
342者	177件	48件	65.8%

- ・適正化事業実施機関等の協力のもと、改正運送約款への移行手続きの促進を図る。
- ・改正運送約款へ移行した事業者に対し、その実効性及び課題等を検証するため、実態調査を実施。

標準貨物自動車運送約款等の改正リーフレット

平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 付帯業務の内容をより明確化します

付帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する付帯業務：「持ち出し」「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
▶ 運賃とは別に積み込み・取卸し、付帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者
にその対価となる料金を支払う。**
▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。